

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、ウグイス色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年5月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

候補者氏名	
	<p>点字投票</p> <p>令和八年五月三十一日執行 新潟県知事選挙投票</p> <p>○注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
	新潟県選挙管理委員会之印